

5 県発注工事における留意事項

5_1 県発注工事における下請契約等

宮崎県は、県が発注する建設工事における元請・下請関係の適正化を推進するとともに、県内建設産業の振興を図るため、「宮崎県建設工事元請・下請適正化等指導要綱」及び「宮崎県工事請負契約約款」により、**県工事における元請負人、下請負人の遵守事項等**を定めています。

県発注工事を請け負う場合は、要綱及び約款の趣旨を御理解いただき、以下の事項を遵守していただくようお願いします。

特に、末尾に法令名がある事項については、これに違反することのないよう注意してください。

1 下請業者等の選定

① 下請業者の選定に当たっては、次の項目を選定基準としてください。

ア 建設業許可が必要な工事については、その建設業許可を受けていること。

イ 県から入札参加資格停止を受け、その期間中でないこと。

ウ 工事に必要な技術力、労働力、機械器具等を有し、適正な施工が確保できること。

エ 財務内容に不安がないこと。

オ 労働条件が適正であること。

カ 労働者派遣法、労働基準法、労働安全衛生法など関係法令に違反していないこと。

キ 暴力団関係者でないこと。

② 下請業者は、県内に本店を置く建設業者から選定するよう努めてください。

一次下請業者が県外業者であるときは、下請負人選定理由書（要綱様式第2号、P 152 参照）を発注機関へ提出してください。

なお、下請負人選定理由書の提出の要否については次のとおりです。

元請業者 \ 下請業者	県内業者	県外業者
県内業者	不 要	必 要
県外業者	不 要	必 要

※ 県内業者とは、主たる営業所（本店）が県内にある業者（宮崎県知事許可業者及び大臣本店許可業者）をいう。

※ 県外業者とは、主たる営業所（本店）が県外にある業者（大臣支店許可業者及び任意許可業者）をいい、準県内建設業者を含む。

③ 県内産業振興のため、建設資材の購入や建設機械又は仮設機材の賃借等の相手方は、県内に本店を置く者の中から選定するよう努めてください。

県外の業者から資材を購入した場合は、建設資材購入通知書（P 154 参照）を発注機関へ提出してください。

- ④ 元請負人は、原則として、社会保険等未加入の建設業者と下請負契約を締結してはなりません（元請負人が直接契約する下請負契約に限る）。下請負契約を締結する際は、相手方が社会保険等に参加していることを必ず確認してください。未加入の建設業者と下請負契約を締結した場合、入札参加資格停止等のペナルティの対象となります。

なお、社会保険等未加入の建設業者を下請負契約の相手方とすることを発注者が例外的に認めた場合であっても、発注者が指定する期間内に下請負人が社会保険等の届出（加入手続き）をした事実が確認できる書類を提出しなければなりません。

社会保険等の加入についてはP 2 1 0～2 1 6 もご覧下さい。

2 下請契約の締結

- ① 建設工事の全部、主たる部分の工事又は他の部分から独立して機能を発揮する工作物の工事を一括して他人に請け負わせることはできません。

一括下請負に該当するかどうかについては、発注機関の担当監督員に確認してください。（建設業法第22条、契約約款第6条）

- ② 下請契約は、建設工事標準下請契約約款か、これに準拠した内容の下請契約書により締結し、下請業者に書面を交付してください。また、下請契約を変更するときも、下請業者に変更内容を記した書面を交付してください。（建設業法第19条）

- ③ いわゆる歩掛けや一方的な言い値など、取引上の地位を不当に利用した下請契約を締結することはできません。

また、正当な理由なく下請代金を減額することも禁止します。（建設業法第19条の3）

- ④ 下請契約に当たっては、下請業者に十分な見積期間を設定してください。（建設業法第20条）

- ⑤ 元請負人は、契約締結後14日以内に、設計図書に基づいて、工程表及び請負代金内訳書（P 1 5 3 参照）を提出する必要があります。請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示しなければなりません。

（契約約款第3条）

3 下請契約の履行

- ① 資材等の購入先を自社又は関連会社に指定するなど、取引上の地位を不当に利用した行為は禁止します。（建設業法第19条の4）

- ② 工程の細部や作業方法などを定めるときは、元請業者だけで決定せず、下請業者の意見を聞かなければなりません。（建設業法第24条の2）

4 目的物の引渡し

- ① 下請業者から下請工事が完成したとの通知を受けたときは、遅くとも20日以内に完成検査を実施してください。（建設業法第24条の4）
- ② 完成検査が終了した後、下請業者から引渡しの申し出があったときは、特約がある場合を除き、直ちに引渡しを受けなければなりません。（建設業法第24条の4）

5 下請代金の支払

- ① 前払金を受けたときは、下請業者に対して資材購入や労働者募集等、下請工事の着手に必要な資金を支払うよう配慮してください。（建設業法第24条の3）
- ② 出来形払を受けたときは、下請業者が施工した出来形部分に応じた下請代金を1月以内に支払ってください。また、完成払を受けたときも同様に、下請業者が施工した完成部分に応じた下請代金を1月以内に支払ってください。
また、下請代金のうち労務費に相当する部分は、現金で支払うよう適切な配慮をする必要があります。（建設業法第24条の3）
- ③ 特定建設業者は、下請業者から目的物の引渡しの申し出があったときから遅くとも50日以内に下請代金を支払ってください。
なお、下請契約に、代金支払に関する規定がないときは、目的物の引渡しの申し出日が支払期日となります。
また、代金支払が50日を超えたときは、遅延利息を支払わなければなりません。（建設業法第24条の6）
- ④ 下請代金は、できる限り現金により支払ってください。やむを得ず代金の一部を手形により支払うときは、手形の期間は60日以内とし、できる限り短い期間としてください。

6 建設労働者の雇用条件改善

元請・下請の双方は、労働者の雇用条件改善のため、次の項目を遵守してください。
また、県工事の受注者は、すべての下請業者が次の事項を遵守するよう指導に努めてください。

- ア 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行ってください。
- イ 賃金は、支払期日に労働者に直接現金で支払ってください。
- ウ 労働時間の管理を適正に行い、休日の確保や労働時間の短縮に努めてください。
また、定期的に労働者の健康診断を実施してください。
- エ 労働者の安全衛生教育を徹底してください。
また、事業者も工事現場の安全衛生対策を徹底してください。

オ 労災保険や雇用保険に加入し、保険料を適正に納付するとともに、社会保険の適用を受けない労働者についても、国民健康保険や国民年金の加入を徹底してください。

カ 工事事故が発生したときは、速やかに労働基準監督署等に届け出るとともに、県（発注機関）に報告してください。

7 下請状況報告

消費税を含む落札額（＝当初契約額）が1千万円を超える方は、県から完成払を受けてから1か月以内に、下請工事に関する状況報告書（要綱様式第1号）を提出してください（P151参照）。

当初契約額が1千万円を下回るときは、報告の必要はありません。

8 下請苦情相談窓口

県では、県発注の建設工事について下請苦情相談窓口を設置し、元請・下請関係の苦情相談を受け付けています。

窓口の設置場所、受付時間は次のとおりです。

設置場所 県土整備部管理課建設業担当（電話 0985－26－7176）

西臼杵支庁総務課、各土木事務所総務課

受付時間 開庁日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

※建設業者ホットラインも開設しております。（P124参照）

設置場所 県土整備部管理課建設業担当内（0985－26－7050）

受付時間 開庁日の午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで

9 その他

① 下請契約を締結するときは、下請業者に対してこの文書を交付し、2次下請、3次下請においても元請・下請関係の適正化に努めるよう指導してください。

② 上記の遵守事項のうち、法令により定められたものについては、これに違反すると建設業法に基づく監督処分及び入札参加資格停止を受けることがありますので、十分注意してください。

③ 「宮崎県建設工事元請・下請適正化等指導要綱」及び「宮崎県工事請負契約約款」は、西臼杵支庁又は各土木事務所、県庁ホームページで閲覧できます。

下請工事に関する状況報告書

許可番号
主たる営業所の所在地
商号又は名称
代表者氏名

当社が受注した県工事について、下記のとおり報告します。

1 元請工事の概要

工事名	
請負金額(最終契約額)	千円
工期(契約工期)	年 月 日 ～ 年 月 日

2-1 下請に出した工事の概要

許可番号	商号	県内・県外の別	施工部分の内容	下請代金(千円)	契約方式(※)
		県内・県外			
		県内・県外			
		県内・県外			
		県内・県外			
		県内・県外			
合 計		県内件数	県内		
		県外件数	県外		

※契約方式(次から選択し、番号を記入してください)

1 基本契約 2 個別契約 3 注文書、請書 4 口頭契約

2-2 下請代金等の処理状況

(1) 元請業者の受入状況

前 払 金		出来形払		完 成 払	
受入年月日	年 月 日	受入年月日	年 月 日	受入年月日	年 月 日
		受入額	千円		
		受入年月日	年 月 日		
受入額	千円	受入額	千円	受入額	千円
		受入年月日	年 月 日		
		受入額	千円		

(2) 下請業者への支払状況

許可番号	商号	前払金			出来形払			完成払		
		支払額 (千円)	うち手形払 (千円)	期間	支払額 (千円)	うち手形払 (千円)	期間	支払額 (千円)	うち手形払 (千円)	期間
合 計										

3 建設資材等の状況

資材名	利用先業者名	県内・県外の別	支払額(千円)	うち手形払 (千円)	期間
		県内・県外			
		県内・県外			
		県内・県外			
		県内・県外			
		県内・県外			
合 計	県内件数	県内			
	県外件数	県外			

備考 1 この報告書は、当初契約額が1千万円以上の場合に提出すること。
 2 完成払いを受けた日から1か月以内に提出すること。
 3 記入欄が不足するときは、欄を適宜追加すること。

令和○年○月○日

〇〇土木事務所長 殿

請負者 主たる営業所の所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号
商号又は名称 株式会社 みやざき建設
代表者氏名 宮崎 太郎

下請負人選定理由書

県外に営業上の本店を置く建設業者を下請負人に選定した理由について、下記のとおり報告します。

記

- 1 工 事 名 令和○年度国改築第1－1号道路改良工事
2 工 事 場 所 宮崎市大塚町浜川田
3 契約年月日 令和○年○月○日
4 工 期 自 令和○年 ○月 ○日
至 令和○年 ○月 ○日
5 請 負 代 金 金30,000,000円

6 下請負の内容

工事の種類	土木一式工事
工事の内容	地盤改良工
下請予定額	金6,000,000 円

7 選定理由

下請負人の商号又は名称	〇×土木株式会社
主たる営業所の所在地	東京都新宿区西新宿△－〇
建設業許可番号	国土交通大臣 知事 許可(般-2)第 〇〇〇 号
資格要綱に基づく等級	土(A) 建() ほ() 管() 電()
下請負人に選定した理由	
上記建設業者は鹿児島県で地盤改良工事を終えたばかりであり、福岡県から搬入した重機が安価で利用できるとの情報を得た。 このため、他社からの見積書より20%程度工事費が削減できるため、上記建設業者を選定することとした。	

備考 1 不要な項目は消すこと。

2 下請負人に選定した理由欄には、他社との相見積の状況、特殊工法に関する施工能力、特殊機械の保有状況等を具体的に記載すること。

様式第 2 号の 2

年 月 日

(発注者) 殿

(受注者)

請負代金内訳書

工 事 名
契約年月日 年 月 日
工 期 年 月 日 ～ 年 月 日 迄

費 目	工 種	種別	細別	規 格	単位	員 数	単価	金 額

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円)

様式第 3 号（約款第 7 条の 2 関係）

建設資材購入通知書			
工 事 名	第 号 工事		
工 事 場 所	線 郡 町 川 市 村 大字 港		
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日		
請負代金額	一金 円		
購 入 資 材 の 内 訳			
購 入 先 の 商 号 又 は 名 称	購 入 資 材 名	購 入 金 額（千円）	県 外 業 者 か ら 購 入 し た 理 由
上記のとおり、県内に営業所を有しない者から資材を購入したので通知します。 年 月 日 受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 発注者 殿			

5_2 建設工事現場における安全確保

建設工事現場における安全確保につきましては、機会あるごとに注意を喚起しているところですが、依然として労災事故の発生が後を絶ちません。

建設業は、大型機械を使用する作業や危険物の取扱いが多く、事故が工事関係者だけでなく一般県民等にも及ぶ可能性も高いことから、他の業種にもまして、安全管理の徹底が求められるところであります。

については、工事の施工手順の再確認や作業員等への安全教育の徹底など、工事施工中の安全管理について万全を期するよう改めて周知徹底をお願いします。

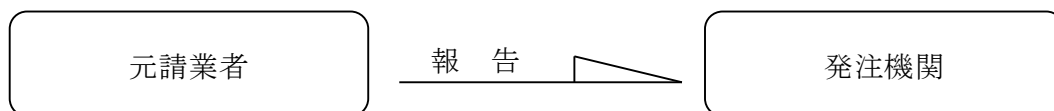
【事故が起こった場合の報告】

万が一労災事故等が発生した場合には、労働基準監督署、警察署への届出はもちろんのこと、県への報告もお願いしています。

県発注の建設工事等で事故が起きた場合には、発注機関に対し報告することとなっていますが、県発注以外の工事についても、県の入札参加資格の認定を受けた建設業者が関係する工事については、公共工事・民間工事、又は元請・下請の別を問わず、事故現場を所管する土木事務所（西臼杵支庁）に対し報告をしてください。

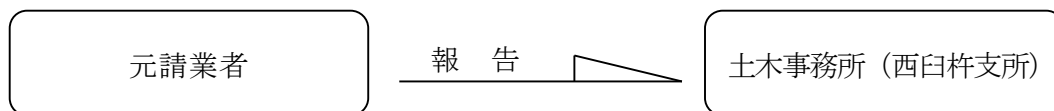
〈県発注工事〉

事故の当事者が元請・下請の区別なく

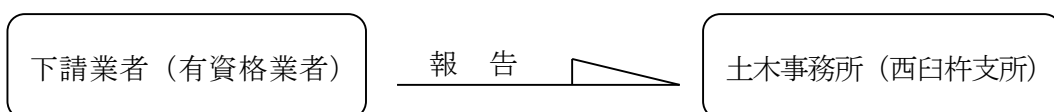


〈県以外の公共工事、民間工事〉

元請が有資格業者の場合、事故の当事者が元請・下請の区別なく



元請は有資格業者ではないが、事故の当事者である下請が有資格業者の場合



5_3 建設業退職金共済の取扱い

■ 共済証紙の交付を徹底してください

県発注の工事については、受注の都度、共済証紙を購入いただき、自社の対象従業員ほか下請先の作業員へ、もれなく交付してもらうこととなっています。

また、建設業退職金共済証紙の購入に関しては、「宮崎県土木工事共通仕様書」において掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に監督員を通じて発注者に提出することとなっています。

県工事に関する掛金収納書の額が以下に掲げる計算方式により算出した金額を満たさない場合、掛金収納書のほか理由書を提出してください。
理由書の様式については次ページを参照。

基準(購入目安)金額の計算方法(例)

契約金額(税込み)60,000千円の道路改良工事の場合(労働者の加入率70パーセント)

$$60,000,000円 \times 3.1/1000 = 186,000円$$

※下記の表は、総工事費に占める共済証紙代金の割合について、「労働者延べ就業予定数」の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものです。

この表を実際に活用する際には、下記に、 $[\text{対象工事における労働者の加入率}(\%) / 70\%]$ を乗じた値を参考としてください。

総工事費	工事種別						
		舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他の土木
1,000 千円 ~ 9,999 千円		3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000 千円 ~ 49,999 千円		3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000 千円 ~ 99,999 千円		2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000 千円 ~ 499,999 千円		2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000 千円 以上		1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

総工事費	工事種別	住 宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設置
1,000 千円 ~ 9,999 千円		4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000 千円 ~ 49,999 千円		2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000 千円 ~ 99,999 千円		2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000 千円 ~ 499,999 千円		2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000 千円 以上		2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

建設業退職金共済証紙購入理由書

発注機関の長 殿

受注者

商号又は名称

代表者名

対象工事名	
証紙購入目安金額	総工事費（ ）千円 × （ /1000）＝
証紙購入金額	

証紙購入目安金額＝総工事費（税込）×業種と金額による割合

当社は以下の理由により、目安となる共済証紙購入金額より少ない額となりました。

- 1 手許にあった共済証紙を従業者に配布する(した)ため。
- 2 目安に示されている以下の証紙購入分で実際に工事に従業した者すべてに交付することができる(た)ため。
- 3 その他 理由:

※ 該当する事項に○印を付けてください。

※ 共済証紙受払簿の写しも必ず添付してください

建退共からのお知らせ

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建退共 宮崎県支部

■元請・下請業者の証紙交付に係る注意事項

証紙交付に関しては、元請・下請業者より以下の事例が報告されております。必ず適切な対応をお願いします。

(元請業者から下請業者への事例)

- ・就労日数に応じた証紙を交付しない。
- ・下請業者に証紙交付に係る支給辞退を強いる。

(下請業者から元請業者への事例)

- ・就労日数以上の証紙を請求する。

また、下請業者は月毎に、就労状況報告書等による証紙請求を行い、元請業者はそれに応じた証紙枚数を交付してください。

元請業者は、これまで慣用的に用いられていた「辞退届」は使用せず、「建設業退職金共済制度加入労働者数報告書(建退共事務受託様式第6号)」を用いて、建退共制度対象労働者数の把握に努めてください。

■電子ポイント方式について

証紙を手帳に貼付する代わりに、退職金ポイントを充当することで退職金を積み立てることが可能となっています。証紙の在庫管理や、下請へ退職金ポイントを充当することで、受領書の取り交しも不要となり、書類管理の手間を軽減できます。建退共と契約いただいている全事業所が利用可能ですので、是非ご活用ください。

■建退共退職金額早見表

退職金額はおおよそ下の表のとおりとなっております。

年数(月数)	掛金総額(円)	退職金額(円)
1年(12月)	80,640	24,192
2年(24月)	161,280	161,280
5年(60月)	403,200	414,087
10年(120月)	806,400	893,559
20年(240月)	1,612,800	1,933,479
30年(360月)	2,419,200	3,038,919
40年(480月)	3,225,600	4,268,007

※(1)この早見表は、現行の予定運用利回り(1.3%)及び掛金日額 320 円により、共済証紙と退職金ポイントの 252 日分を 1 年と換算して計算した退職金の額です。

(2)掛金納付月数が 12 月以上 24 月未満の遺族請求の場合、退職金額は掛金相当額となります。

(3)320 円になる前から掛金を掛けている人の退職金は、それぞれの掛金日額、予定運用利回りに応じて、別に計算されます。

(4)退職金額は、予定運用利回り及び掛金日額が見直されることにより変動することがあります。

建退共事業本部・宮崎県支部のホームページにも連絡事項等を掲載しておりますので、ご覧ください。

建設業退職金共済事業本部 <https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>
建退共宮崎県支部 <http://kentaimitazaki.com/>